



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 教育委員会規則
- *6 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 1
- *7 定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則 4
- *8 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 5
- *9 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 27
- *10 市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 32
- *11 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則 33
- *12 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 36
- *13 市町村立学校職員の義務教育等教育特別手当に関する規則の一部を改正する規則 38
- *14 へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則 42
- *15 博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則 43
- *16 和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則 48
- *17 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則 48
- *18 和歌山県教育職員免許状再授与審査会規則 50

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第6号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第7条 略 2 新たに<u>条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>教育委員会において扶養の事実等を認定することができる場合と</u></p>	<p>(扶養手当) 第7条 略 2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その者は、直ちにその旨を書面をもって教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</u> (2) <u>扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（条例第16条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</u></p>

して教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

4 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第16条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の初日から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第2項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

5 扶養手当を受けている職員にその月額を増額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の初日からその支給額を改定し、その月額を減額すべき事実が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

6 略

7 教育委員会は、第2項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定するものとする。第3項に規定する場合においても、同様とする。この場合において、次の各号に掲げる者は扶養親族として認定することはできない。

(1) 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

8～10 略

(地域手当)

第8条の2 略

2 条例第16条の2第3項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、6級地とする。

第8条の3 条例第16条の3第1項の教育委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

3 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の初日からそれぞれその支給を開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から1月を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

4 扶養手当は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の初日から支給額を改定し、第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第2項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第2項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の条例第16条第2項第2号に該当する扶養親族で第2項の規定による届出に係るもののうち特定期間（同条第4項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

5 略

6 教育委員会は、第2項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる者は扶養親族として認定することはできない。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2) 略

7～9 略

(地域手当)

第8条の2 略

2 条例第16条の2第3項の地域手当の級地は、国家公務員の地域手当の級地の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8級地とする。

第8条の3 条例第16条の3第1項の教育委員会規則で定める場合は、職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた条例第16条の2第1項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。

- (1) 職員がその在勤する地域若しくは公署を異にする異動又はその在勤する公署の移転の日の前日に在勤していた前条第1項に規定する地域又は公署（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6か月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していたとき（定年前再任用短時間勤務職員であって法第22条の4第1項の規定による採用の前日に地域手当支給地域等に在勤をしていたものにあつては、当該在勤をしていた期間と当該採用の直後に地域手当支給地域等に在勤していた期間とを合算した期間が6か月を超えることとなるときを含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げるものの権衡上必要がある場合として教育委員会が定める場合
- 2 条例第16条の3第1項の教育委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第16条の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合
- (2) 前項第2号に掲げる場合 別に教育委員会が定める割合

第8条の4 略

- 2 条例第16条の3第2項の異動等に準ずるものとして教育委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 法第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が定めるもの

）に引き続き6か月を超えて在勤していない場合であつて、地域手当支給地域等に引き続き6か月を超えて在勤していた場合とする。

- 2 条例第16条の3第1項の教育委員会規則で定める割合は、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間に在勤していた当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る条例第16条の2第2項各号に掲げる割合のうち最も低い割合とする。

第8条の4 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年改正条例附則第4項の規定が適用される間の読替え)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間は、この規則による改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則（附則第5項及び第6項において「新規則」という。）第7条第2項中「条例」とあるのは「市町村立学校職員教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第32号）附則第4項の規定により読み替えられた条例（第3項及び第10項において「読替え後の条例」という。）」と、同条第4項及び第10項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当)

- 3 市町村立学校職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和7年和歌山県条例第32号。次項において「令和7年改正条例」という。）

附則第5項の教育委員会で定める地域手当の級地の区分及び割合は、国家公務員の地域手当の級地の区分及び当該区分に応じた割合の例による。

4 令和7年改正条例附則第5項後段の教育委員会規則で定める級地は、国家公務員の地域手当の級地の例による。

(令和10年3月31日までの間における条例第16条の3の規定による地域手当に関する経過措置)

5 令和10年3月31日までの間における新規則第8条の3の規定の適用については、同条第1項中「次に」とあるのは「職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に引き続き6か月を超えて在勤していた場合であって、同日から6か月を遡った日の前日から当該異動等の日までの間に当該地域又は公署に係る条例第16条の2第2項各号に定める割合が変更されたとき(次項第1号において「支給割合の変更の場合」という。)及び次に」と、同条第2項第1号中「前項第1号」とあるのは「支給割合の変更の場合及び前項第1号」と、「定める割合」とあるのは「定める割合(異動又は移転の日から6か月を遡った日の前日から当該異動若しくは移転の日までの間において当該割合が変更された場合にあっては、当該期間の支給割合のうち最も低い割合)」とする。

(新規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

6 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号)附則第9項に規定する暫定再任用職員は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第8条の3及び第8条の4の規定を適用する。この場合において、新規則第8条の3第1項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第42号。次条第2項第1号において「令和4年定年条例改正条例」という。)附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、新規則第8条の4第2項第1号中「第22条の4第1項」とあるのは「第22条の4第1項又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は令和4年定年条例改正条例附則第6項、第7項、第11項若しくは第12項の規定による採用に係る任期が満了した日」とする。

(雑則)

7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が定める。

和歌山県教育委員会規則第7号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則(昭和35年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員給与条例」という。)第16条の2及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第18条の2の2の規定に基づき、高等学校の定時制課程の教育及び通信教育に従事する校長及び教員に対する定時制通信教育手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号。以下「教育職員給与条例」という。)第16条の2及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第18条の2の規定に基づき、高等学校の定時制課程の教育及び通信教育に従事する校長及び教員に対する定時制通信教育手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(支給額)
第2条 定時制通信教育手当の月額、給料月額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、教育職員給与条例第16条の2又は市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定により、教育委員会が定める割合によるとされている管理職手当を受ける校長及び教員に支給する定時制通信教育手当の額は、給料月額に100分の4を乗じて得た額とする。

(支給額)
第2条 定時制通信教育手当の月額、給料月額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、教育職員給与条例第16条の2又は市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定により、教育委員会が定める割合によるとされている管理職手当を受ける校長及び教員に支給する定時制通信教育手当の額は、給料月額に100分の4を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第8号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4 経験年数換算表（第7条関係）

経	歴	換 算 率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100分の100
	その他の期間	100分の100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の50以下

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表（第23条関係）

ア 小学校、中学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2 級	特2級	3 級		4 級
			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	1	1	2	1
11	3	1	1	3	1
12	4	1	1	4	1
13	5	1	1	5	1
14	6	1	1	6	1
15	7	1	1	7	1
16	8	1	1	8	1
17	9	1	1	9	1
18	10	1	1	10	1
19	11	1	1	11	1
20	12	1	1	12	1
21	13	1	1	13	1
22	14	1	1	14	1
23	15	1	1	15	1
24	16	1	1	16	1
25	17	1	1	17	1
26	18	1	1	18	1
27	19	1	1	19	1
28	20	1	1	20	1
29	21	1	1	21	1
30	22	1	1	22	1
31	23	1	1	23	1
32	24	1	1	24	1
33	25	1	1	25	1
34	26	1	1	26	1
35	27	1	1	27	1
36	28	1	1	28	1
37	29	1	1	29	1
38	30	1	1	30	1
39	31	1	1	31	1
40	32	1	1	32	1
41	33	1	1	33	1

42	34	1	1	34	1
43	35	1	1	35	1
44	36	1	1	36	1
45	37	1	1	37	1
46	37	1	1	38	1
47	38	1	1	39	1
48	38	1	1	40	1
49	39	1	1	41	1
50	39	2	1	42	1
51	40	3	1	43	1
52	40	4	1	44	1
53	41	5	1	45	1
54	41	6	1	46	1
55	42	7	1	47	1
56	42	8	1	48	1
57	43	9	1	49	1
58	43	10	1	50	1
59	44	11	1	51	1
60	44	12	1	52	1
61	45	13	1	53	1
62	45	14	2	54	2
63	46	15	3	55	3
64	46	16	4	56	4
65	47	17	5	57	4
66	47	18	6	58	4
67	48	19	7	59	4
68	48	20	8	60	4
69	49	21	9	61	5
70	49	22	10	61	5
71	50	23	11	62	5
72	50	24	12	62	5
73	51	25	13	63	5
74	51	26	14	63	6
75	52	27	15	64	6
76	52	28	16	64	6
77	53	29	17	65	6
78	53	30	18	66	6
79	53	31	19	67	7
80	54	32	20	68	7
81	54	33	21	68	7

82	54	34	22	68	
83	55	35	23	68	
84	55	36	24	69	
85	55	37	25	69	
86	56	38	26	69	
87	56	39	27	69	
88	56	40	28	70	
89	57	41	29	70	
90	57	42	30	70	
91	58	43	31	70	
92	58	44	32	71	
93	59	45	33	71	
94	59	46	34	71	
95	60	47	35	71	
96	60	48	36	72	
97	61	49	37	72	
98	61	50	38	72	
99	61	51	39	72	
100	61	52	40	72	
101	62	53	41	73	
102	62	54	42	73	
103	62	55	43	74	
104	62	56	44	74	
105	63	57	45	75	
106	63	58	46		
107	63	59	47		
108	63	60	48		
109	64	61	49		
110	64	62	49		
111	64	63	50		
112	64	64	50		
113	65	65	51		
114	65	65	51		
115	65	66	52		
116	65	66	52		
117	66	67	53		
118	66	67	54		
119	66	68	55		
120	66	68	56		
121	67	69	57		

122	67	70	57		
123	67	71	58		
124	67	72	58		
125	68	73	59		
126		74	59		
127		75	60		
128		76	60		
129		77	61		
130		77	61		
131		78	62		
132		78	62		
133		78	62		
134		78	62		
135		79	62		
136		79	62		
137		79	62		
138		79	62		
139		80	62		
140		80	62		
141		80	62		
142		80	62		
143		81	62		
144		81	62		
145		81	62		
146		81	62		
147		82	62		
148		82	62		
149		82	62		
150		82	62		
151		83	63		
152		83	63		
153		83	63		
154		84	63		
155		84	63		
156		84	64		
157		85	64		

イ 高等学校等教育職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	特2級	3 級	4 級

			2級からの昇格の場合	特2級からの昇格の場合	
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1
16	1	1	1	1	1
17	1	1	1	1	1
18	1	1	1	1	1
19	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1
21	1	1	1	1	1
22	2	1	1	1	1
23	3	1	1	1	1
24	4	1	1	1	1
25	5	1	1	1	1
26	6	1	1	1	1
27	7	1	1	1	1
28	8	1	1	1	1
29	9	1	1	1	1
30	10	1	1	2	1
31	11	1	1	3	1
32	12	1	1	4	1
33	13	1	1	5	1
34	14	1	1	6	1
35	15	1	1	7	1
36	16	1	1	8	1
37	17	1	1	9	1
38	18	2	1	10	1
39	19	3	1	11	1

40	20	4	1	12	1
41	21	5	1	13	1
42	22	6	1	14	2
43	23	7	1	15	3
44	24	8	1	16	4
45	25	9	1	17	5
46	25	10	1	18	6
47	26	11	1	19	7
48	26	12	1	20	8
49	27	13	1	21	9
50	27	14	1	22	9
51	28	15	1	23	10
52	28	16	1	24	10
53	29	17	1	25	11
54	29	18	1	26	11
55	30	19	1	27	12
56	30	20	1	28	12
57	31	21	1	29	13
58	31	22	1	30	13
59	32	23	1	31	14
60	32	24	1	32	14
61	33	25	1	33	15
62	33	26	1	34	
63	34	27	1	35	
64	34	28	1	36	
65	35	29	1	37	
66	35	30	1	38	
67	36	31	1	39	
68	36	32	1	40	
69	37	33	1	41	
70	37	34	2	42	
71	38	35	3	43	
72	38	36	4	44	
73	39	37	5	45	
74	39	38	6	45	
75	40	39	7	46	
76	40	40	8	46	
77	41	41	9	47	
78	41	42	10	47	
79	42	43	11	48	

80	42	44	12	48	
81	43	45	13	49	
82	43	46	14	50	
83	44	47	15	51	
84	44	48	16	52	
85	45	49	17	53	
86	45	50	18	53	
87	46	51	19	53	
88	46	52	20	54	
89	47	53	21	54	
90	47	54	22	54	
91	48	55	23	55	
92	48	56	24	55	
93	49	57	25	55	
94	49	58	26	56	
95	50	59	27	56	
96	50	60	28	56	
97	51	61	29	57	
98	51	62	30	57	
99	52	63	31	57	
100	52	64	32	58	
101	53	65	33	58	
102	53	66	33	58	
103	54	67	34	59	
104	54	68	34	59	
105	55	69	35	59	
106	55	69	35		
107	56	70	36		
108	56	70	36		
109	57	71	37		
110	57	71	37		
111	57	72	38		
112	57	72	38		
113	58	73	39		
114	58	73	39		
115	58	74	40		
116	58	74	40		
117	59	75	41		
118	59	75	41		
119	59	76	41		

120	59	76	41		
121	60	77	41		
122	60	77	41		
123	60	77	41		
124	60	77	42		
125	61	77	42		
126	61	78	42		
127	61	78	42		
128	61	78	42		
129	61	78	42		
130	61	78	42		
131	62	79	43		
132	62	79	43		
133	62	79	43		
134	62	79	43		
135	62	79	43		
136	62	80	43		
137	63	80	43		
138	63	80	43		
139	63	80	43		
140	63	80	43		
141	63	81	43		
142	63	81	43		
143	64	82	44		
144	64	82	44		
145	64	83	44		
146	64				
147	64				
148	64				
149	65				
150	65				
151	66				
152	66				
153	67				

ウ 学校栄養職員員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1

2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	1	1	6	1
19	1	1	7	1
20	1	1	8	1
21	1	1	9	1
22	2	2	10	2
23	3	3	11	3
24	4	4	12	4
25	5	5	13	5
26	6	6	14	6
27	7	7	15	7
28	8	8	16	8
29	9	9	17	9
30	10	10	18	10
31	11	11	19	11
32	12	12	20	12
33	13	13	21	13
34	14	14	22	14
35	15	15	23	15
36	16	16	24	16
37	17	17	25	17
38	18	18	26	18
39	19	19	27	19
40	20	20	28	20
41	21	21	29	21

42	22	22	30	22
43	23	23	31	23
44	24	24	32	24
45	25	25	33	25
46	25	26	34	25
47	26	27	35	26
48	26	28	36	26
49	27	29	37	27
50	27	30	38	27
51	28	31	39	28
52	28	32	40	28
53	29	33	41	29
54	29	34	42	29
55	30	35	43	30
56	30	36	44	30
57	31	37	45	31
58	31	38	46	31
59	32	39	47	32
60	32	40	48	32
61	33	41	49	33
62	33	42	50	33
63	34	43	51	33
64	34	44	52	34
65	35	45	53	34
66	35	46	54	34
67	36	47	55	35
68	36	48	56	35
69	37	49	57	35
70	37	49	57	36
71	38	50	58	36
72	38	50	58	36
73	39	51	59	37
74	39	51	59	37
75	40	52	60	37
76	40	52	60	37
77	41	53	61	38
78	41	53	61	38
79	41	53	62	38
80	42	54	62	38
81	42	54	63	39

82	42	54	63	39
83	43	55	64	39
84	43	55	64	39
85	43	55	65	39
86		56	66	40
87		56	67	40
88		56	68	40
89		56	69	40
90		56	69	40
91		57	70	41
92		57	70	41
93		57	70	41
94		57	70	41
95		57	70	41
96		58	70	42
97		58	70	42
98		58	70	42
99		58	70	42
100		58	70	42
101		59	70	43
102		59	70	
103		59	70	
104		59	70	
105		59	70	
106			70	
107			70	
108			70	
109			70	

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第8 降格時号給対応表 (第25条関係)

ア 小学校、中学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特2級	3 級
		特2級からの降格の場合	3級から降格の場合		
1	9	49	61	9	61
2	10	50	62	10	62
3	10	51	63	11	63
4	11	52	64	12	68
5	12	53	65	13	73

6	13	54	66	14	78
7	14	55	67	15	81
8	15	56	68	16	81
9	17	57	69	17	81
10	18	58	70	18	81
11	19	59	71	19	81
12	20	60	72	20	81
13	21	61	73	21	81
14	22	62	74	22	81
15	23	63	75	23	81
16	24	64	76	24	81
17	25	65	77	25	81
18	26	66	78	26	81
19	27	67	79	27	81
20	28	68	80	28	81
21	29	69	81	29	81
22	30	70	82	30	
23	31	71	83	31	
24	32	72	84	32	
25	33	73	85	33	
26	34	74	86	34	
27	35	75	87	35	
28	36	76	88	36	
29	37	77	89	37	
30	38	78	90	38	
31	39	79	91	39	
32	40	80	92	40	
33	41	81	93	41	
34	42	82	94	42	
35	43	83	95	43	
36	44	84	96	44	
37	46	85	97	45	
38	48	86	98	46	
39	50	87	99	47	
40	52	88	100	48	
41	54	89	101	49	
42	56	90	102	50	
43	58	91	103	51	
44	60	92	104	52	
45	62	93	105	53	

46	64	94	106	54	
47	66	95	107	55	
48	68	96	108	56	
49	70	97	110	57	
50	72	98	112	58	
51	74	99	114	59	
52	76	100	116	60	
53	79	101	117	61	
54	82	102	118	62	
55	85	103	119	63	
56	88	104	120	64	
57	90	105	122	65	
58	92	106	124	66	
59	94	107	126	67	
60	96	108	128	68	
61	100	109	130	70	
62	104	110	150	72	
63	108	111	155	74	
64	112	112	157	76	
65	116	114	157	77	
66	120	116	157	78	
67	124	118	157	79	
68	125	120	157	83	
69	125	121	157	87	
70	125	122	157	91	
71	125	123	157	95	
72	125	124	157	100	
73	125	125	157	102	
74	125	126	157	104	
75	125	127	157	105	
76	125	128	157	105	
77	125	130	157	105	
78	125	134	157	105	
79	125	138	157	105	
80	125	142	157	105	
81	125	146	157	105	
82	125	150			
83	125	153			
84	125	156			
85	125	157			

86	125	157			
87	125	157			
88	125	157			
89	125	157			
90	125	157			
91	125	157			
92	125	157			
93	125	157			
94	125	157			
95	125	157			
96	125	157			
97	125	157			
98	125	157			
99	125	157			
100	125	157			
101	125	157			
102	125	157			
103	125	157			
104	125	157			
105	125	157			
106	125				
107	125				
108	125				
109	125				
110	125				
111	125				
112	125				
113	125				
114	125				
115	125				
116	125				
117	125				
118	125				
119	125				
120	125				
121	125				
122	125				
123	125				
124	125				
125	125				

126	125				
127	125				
128	125				
129	125				
130	125				
131	125				
132	125				
133	125				
134	125				
135	125				
136	125				
137	125				
138	125				
139	125				
140	125				
141	125				
142	125				
143	125				
144	125				
145	125				
146	125				
147	125				
148	125				
149	125				
150	125				
151	125				
152	125				
153	125				
154	125				
155	125				
156	125				
157	125				

イ 高等学校等教育職員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1 級	2 級		特2級	3 級
		特2級からの 降格の場合	3級から降格 の場合		
1	21	37	69	29	41
2	22	38	70	30	42
3	23	39	71	31	43

4	24	40	72	32	44
5	25	41	73	33	45
6	26	42	74	34	46
7	27	43	75	35	47
8	28	44	76	36	48
9	29	45	77	37	50
10	30	46	78	38	52
11	31	47	79	39	54
12	32	48	80	40	56
13	33	49	81	41	58
14	34	50	82	42	60
15	35	51	83	43	61
16	36	52	84	44	61
17	37	53	85	45	61
18	38	54	86	46	61
19	39	55	87	47	61
20	40	56	88	48	61
21	41	57	89	49	61
22	42	58	90	50	
23	43	59	91	51	
24	44	60	92	52	
25	46	61	93	53	
26	48	62	94	54	
27	50	63	95	55	
28	52	64	96	56	
29	54	65	97	57	
30	56	66	98	58	
31	58	67	99	59	
32	60	68	100	60	
33	62	69	102	61	
34	64	70	104	62	
35	66	71	106	63	
36	68	72	108	64	
37	70	73	110	65	
38	72	74	112	66	
39	74	75	114	67	
40	76	76	116	68	
41	78	77	123	69	
42	80	78	130	70	
43	82	79	142	71	

44	84	80	145	72	
45	86	81	145	74	
46	88	82	145	76	
47	90	83	145	78	
48	92	84	145	80	
49	94	85	145	81	
50	96	86	145	82	
51	98	87	145	83	
52	100	88	145	84	
53	102	89	145	87	
54	104	90	145	90	
55	106	91	145	93	
56	108	92	145	96	
57	112	93	145	99	
58	116	94	145	102	
59	120	95	145	105	
60	124	96	145	105	
61	130	97	145	105	
62	136	98			
63	142	99			
64	148	100			
65	150	101			
66	152	102			
67	153	103			
68	153	104			
69	153	106			
70	153	108			
71	153	110			
72	153	112			
73	153	114			
74	153	116			
75	153	118			
76	153	120			
77	153	125			
78	153	130			
79	153	135			
80	153	140			
81	153	142			
82	153	144			
83	153	145			

84	153	145			
85	153	145			
86	153	145			
87	153	145			
88	153	145			
89	153	145			
90	153	145			
91	153	145			
92	153	145			
93	153	145			
94	153	145			
95	153	145			
96	153	145			
97	153	145			
98	153	145			
99	153	145			
100	153	145			
101	153	145			
102	153	145			
103	153	145			
104	153	145			
105	153	145			
106	153				
107	153				
108	153				
109	153				
110	153				
111	153				
112	153				
113	153				
114	153				
115	153				
116	153				
117	153				
118	153				
119	153				
120	153				
121	153				
122	153				
123	153				

124	153				
125	153				
126	153				
127	153				
128	153				
129	153				
130	153				
131	153				
132	153				
133	153				
134	153				
135	153				
136	153				
137	153				
138	153				
139	153				
140	153				
141	153				
142	153				
143	153				
144	153				
145	153				

ウ 学校栄養職員員給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	21	13	21
2	22	22	14	22
3	23	23	15	23
4	24	24	16	24
5	25	25	17	25
6	26	26	18	26
7	27	27	19	27
8	28	28	20	28
9	29	29	21	29
10	30	30	22	30
11	31	31	23	31
12	32	32	24	32
13	33	33	25	33

14	34	34	26	34
15	35	35	27	35
16	36	36	28	36
17	37	37	29	37
18	38	38	30	38
19	39	39	31	39
20	40	40	32	40
21	41	41	33	41
22	42	42	34	42
23	43	43	35	43
24	44	44	36	44
25	46	45	37	46
26	48	46	38	48
27	50	47	39	50
28	52	48	40	52
29	54	49	41	54
30	56	50	42	56
31	58	51	43	58
32	60	52	44	60
33	62	53	45	63
34	64	54	46	66
35	66	55	47	69
36	68	56	48	72
37	70	57	49	76
38	72	58	50	80
39	74	59	51	85
40	76	60	52	90
41	79	61	53	95
42	82	62	54	100
43	85	63	55	101
44	85	64	56	101
45	85	65	57	101
46	85	66	58	101
47	85	67	59	101
48	85	68	60	101
49	85	70	61	101
50	85	72	62	101
51	85	74	63	101
52	85	76	64	101
53	85	79	65	101

54	85	82	66	101
55	85	85	67	101
56	85	90	68	101
57	85	95	70	101
58	85	100	72	101
59	85	105	74	101
60	85	105	76	101
61	85	105	78	101
62	85	105	80	101
63	85	105	82	101
64	85	105	84	101
65	85	105	85	101
66	85	105	86	101
67	85	105	87	101
68	85	105	88	101
69	85	105	90	101
70	85	105	109	101
71	85	105	109	101
72	85	105	109	101
73	85	105	109	101
74	85	105	109	101
75	85	105	109	101
76	85	105	109	101
77	85	105	109	101
78	85	105	109	
79	85	105	109	
80	85	105	109	
81	85	105	109	
82	85	105	109	
83	85	105	109	
84	85	105	109	
85	85	105	109	
86	85	105	109	
87	85	105	109	
88	85	105	109	
89	85	105	109	
90	85	105	109	
91	85	105	109	
92	85	105	109	
93	85	105	109	

94	85	105	109	
95	85	105	109	
96	85	105	109	
97	85	105	109	
98	85	105	109	
99	85	105	109	
100	85	105	109	
101	85	105	109	
102	85	105		
103	85	105		
104	85	105		
105	85	105		
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		

備考 これらの表の降格後の号給欄中「1級」等とあるのは、その者が降格した職務の級を示す。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格又は降格した職員の号級の特例)

2 令和7年4月1日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号給を同日の前日に受けていたものとみなして市町村立学校職員の初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則第23条又は第25条の規定を適用する。

(雑則)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

和歌山県教育委員会規則第9号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年和歌山県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 普通交通機関等（<u>条例第17条の3第4項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）</u>以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と</p>	<p>(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)</p> <p>第6条 普通交通機関等（<u>新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等以外の交通機関等をいう。以下同じ。</u>）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常</p>

認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項及び第11条の2第4項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第17条の3第8項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 略

(2)・(3) 略

2 略

（条例第17条の3第4項の教育委員会規則で定める職員）

第10条 条例第17条の3第4項の教育委員会規則で定める職員は、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員とする。

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第11条 新幹線鉄道等を利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等を利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第17条の3第4項第1号に規定する特別料金等相当額（次条第4項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と読み替えるものとする。

の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第7条 略

第8条 条例第17条の3第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第17条の3第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 略

(2)・(3) 略

2 略

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第10条 条例第17条の3第4項の教育委員会規則で定める基準は、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる職員について、新幹線鉄道等を利用することにより次に掲げる通勤事情の改善が認められることとする。

(1) 新幹線鉄道等（高速自動車国道等の有料の道路を除く。）を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると認められるものであること。

(2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると認められるものであること。

（新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第11条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、条例第17条の3第4項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同号ア中「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等の」とあるの

(支給日等)

- 第11条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第12条の2第2項第2号及び第13条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)第6条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が和歌山県の休日であることを定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下この項において「県の休日」という。))に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 略
- 4 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、同条第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第12条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(返納の事由及び額等)

- 第12条の2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

は「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

- 第11条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第13条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の市町村立学校職員の給与に関する規則(昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号)第6条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 3 略
- 4 条例第17条の3第5項の教育委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の教育委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第17条の3第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合において、同号に規定する1箇月当たりの運賃相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第17条の3第4項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第12条の2第3項第1号において、「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が4万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

- 第12条の2 条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1)～(4) 略
 2 条例第17条の3第7項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等(同号の改定後に1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、教育委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 略

(2) 1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 ア イに掲げる場合以外の場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額並びに教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 略

- (1)～(4) 略
 2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 略

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 略

- 3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第17条の3第6項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が4万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての新幹線鉄道等につき、使用

3 条例第17条の3第7項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、教育委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第12条の3 条例第17条の3第8項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 略

(2) 略

2 略

第12条の4 略

されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 教育委員会の定める額

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が4万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 4万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

イ 第11条の2第4項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 4万5,000円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0円)

ウ 前号イに掲げる場合 教育委員会の定める額

4 条例第17条の3第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支払義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支払義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第12条の3 条例第17条の3第7項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は新幹線鉄道等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

イ 略

(2) 略

2 略

第12条の4 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第10号

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則 (平成3年和歌山県教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p><u>第2条 条例第17条の6第3項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第3条 条例第17条の6第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 (第1条に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。) 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る市町村立学校職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。) 別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次項第2号において同じ。) である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>2 条例第17条の6第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 4,000円</p> <p>イ 2種及び3種 3,000円</p> <p>ウ 4種 2,000円</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 3,500円</p> <p>イ 2種及び3種 2,500円</p> <p>ウ 4種 1,500円</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 条例第17条の6第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 (前条に規定する職員をいう。以下この号及び次号並びに次条において同じ。) 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る市町村立学校職員の給与に関する規則 (昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。) 別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次条第1項第2号において同じ。) である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>2 条例第17条の6第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</u></p> <p>第3条 条例第17条の6第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号に掲げる職員以外の管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 4,000円</p> <p>イ 2種及び3種 3,000円</p>

第4条 次に掲げる場合には、条例第17条の6第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

(1) 条例第17条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした場合

(2) 条例第17条の6第2項の勤務をした後、引き続き同条第1項の勤務をした場合

第5条～第7条 略

附 則
(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第2項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

ウ 4種及び5種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 次に掲げる当該管理職員の占める職に係る規則別表第2の支給区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 3,500円

イ 2種及び3種 2,500円

ウ 4種及び5種 1,500円

2 条例第17条の6第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

第4条～第6条 略

附 則
(条例附則第11項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

2 条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年和歌山県教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第56号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則第3条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年和歌山県条例第56号)附則第3項に規定する暫定再任用職員は、この規則による改正後の市町村立学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(以下この項において「新規則」という。)第2条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び新規則第3条第1項の規定を適用する。</p>

和歌山県教育委員会規則第11号

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年和歌山県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(やむを得ない事情) 第2条 条例第17条の5第1項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(権衡職員の範囲等) 第5条 条例第17条の5第3項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、<u>第2条に規定するやむを得ない事情とする。</u></p> <p><u>2 条例第17条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 前各号の規定中「公署を異にする異動又は</u> <u>在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新</u> <u>たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u> <u>に伴い」と、「第2条」とあるのを「前項</u> <u>と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適</u> <u>用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる</u> <u>職員たる要件に該当することとなる職員</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(届出) 第7条 略 2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、任命権者におい</u></p>	<p>(やむを得ない事情) 第2条 条例第17条の5第1項及び第3項の教育委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(権衡職員の範囲等) 第5条 条例第17条の5第3項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>沖縄振興開発金融公庫又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員</u></p> <p>(2) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年和歌山県条例第56号）第12条第1号に規定する退職派遣者</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者のほか、教育委員会がこれらに準ずる者であると認めるもの</u></p> <p><u>2 条例第17条の5第3項の任用の事情等を考慮して教育委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。</u></p> <p><u>3 条例第17条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと（以下この号及び第7号において「採用」という。）に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第2号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は</u> <u>在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「国家公務員、職員以外の地方公務員又は第1項で定める者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となったこと又は採用に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は採用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(届出) 第7条 略 2 略</p>

て配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第8条 教育委員会は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第17条の5第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第17条の5第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日(教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

(確認及び決定)

第8条 教育委員会は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第17条の5第1項及び第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに条例第17条の5第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第5条第2項第6号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(令和4年和歌山県教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定(「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」)は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定(「以下「採用」を「以下この号及び第7号において「採用」に改める部分に限る。」)は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、<u>市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で</u></p>

生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年和歌山県条例第56号）附則第3項に規定する暫定再任用職員をいう。）は、市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）第17条の5第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員とする。

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この号及び次号並びに次項において「改正法」という。）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定による採用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「旧法」という。）第28条の2第1項の規定により退職した日（旧法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第1項若しくは第6条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- (2) 改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定による採用（改正法による改正後の地方公務員法（以下この号及び次項において「新法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（新法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び新法第22条の4第1項又は改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第2項若しくは第6条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 3 改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する改正法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第2項又は第6条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 4 この規則による改正前の市町村立学校職員の単身赴任手当に関する規則第5条第3項第1号の規定は、この規則の施行の日前に同号に該当する職員については、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

和歌山県教育委員会規則第12号

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第6号）の一部を次

のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。)第18条第2項、第18条の2第2項及び第27条の規定に基づき、職員に支給する特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(夜間学級担当手当)</p> <p>第8条 条例第18条の2第1項に規定する夜間学級担当手当(以下「夜間学級担当手当」という。)の月額、給料月額に100分の5を乗じて得た額とする。ただし、条例第18条の2第1項の規定により、教育委員会が定める割合によるとされている管理職手当を受ける校長及び教員に支給する夜間学級担当手当の額は、給料月額に100分の4を乗じて得た額とする。</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員、同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員又は同法第18条第1項に規定する短時間勤務職員について、前項の規定による夜間学級担当手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の夜間学級担当手当の月額とする。</p> <p>3 夜間学級担当手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合には、支給しない。</p> <p>(1) 出張中の場合</p> <p>(2) 研修中の場合</p> <p>(3) 勤務しなかった場合(条例第23条第1項の場合及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は同法第2条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。)又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第3条第1号に規定する派遣職員、同条例第12条第1号に規定する退職派遣者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第79条第1項に規定する地方派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤(派遣先の業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同項に規定する通勤に該当するものに限る。)による負傷若しくは疾病により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年和歌山県条例第6号)第13条に規定する病気休暇の承認を受けた場合を除く。)</p> <p>(手当の支給)</p> <p>第9条 特殊勤務手当(夜間学級担当手当を除く</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号。以下「条例」という。)第18条第2項及び第27条の規定に基づき、職員に支給する特殊勤務手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(手当の支給)</p> <p>第8条 特殊勤務手当は、従事した時間数又は日</p>

。)は、従事した時間数又は日数に応じ、業務の完了した月の翌月の給料の支給日に支給する

- 2 夜間学級担当手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料が条例第14条第4項の規定により算出されている場合には、その給料の額に前条第1項に規定する割合を乗じて得た額とする。

附 則
(施行期日)

- 1 略
(和歌山県公立学校職員の特殊勤務手当支給規則の廃止)
- 2 略
(条例附則第11項に規定する特定日以後の給料月額の特例措置)
- 3 条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料を支給される職員に対する第8条第1項の規定の適用については、同項の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と条例附則第13項、第15項又は第16項の規定による給料の額との合計額」とする。

数に応じ、業務の完了した月の翌月の給料の支給日に支給する。

附 則

- 1 略
- 2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第13号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)) にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号。以下この項において「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員 (以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。) にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)) にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号。以下「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員 (以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。) にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端</p>

満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)・(2) 略

(3) 前号に規定する職員のうち、条例第18条の2の2の規定による定時制通信教育手当(以下この号において「定時制通信教育手当」という。)を支給される職員で、定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)に従事するもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

(4) 第1号に規定する職員のうち、条例第18条の2の規定による夜間学級担当手当(以下この号において「夜間学級担当手当」という。)を支給される職員で、夜間に勤務することを本務とするもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

数を切り捨てた額とする。)とする。

(1)・(2) 略

(3) 前号に規定する職員のうち、条例第18条の2の規定による定時制通信教育手当(以下「定時制通信教育手当」という。)を支給される職員で、定時制教育(夜間において授業を行う課程に係るものに限る。)に従事するもの、その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額に4分の3を乗じて得た額(定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあっては、別表第2に掲げる額)

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員以外の職員	1号給から 4号給まで	2,000	2,100	4,000	4,900	7,400
	5号給から 8号給まで	2,000	2,300	4,300	5,100	7,500
	9号給から 12号給まで	2,100	2,400	4,500	5,200	7,600
	13号給から 16号給まで	2,200	2,500	4,700	5,400	7,700
	17号給から 20号給まで	2,300	2,600	4,900	5,500	7,900
	21号給から 24号給まで	2,400	2,800	5,100	5,700	8,000
	25号給から 28号給まで	2,600	2,900	5,300	5,900	
	29号給から 32号給まで	2,700	3,000	5,400	6,000	
	33号給から 36号給まで	2,800	3,200	5,600	6,100	
	37号給から 40号給まで	2,900	3,300	5,700	6,300	
	41号給から 44号給まで	3,100	3,500	5,800	6,400	
	45号給から 48号給まで	3,200	3,700	6,000	6,600	
	49号給から 52号給まで	3,300	3,800	6,100	6,800	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,100	6,300	6,900	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,300	6,400	7,000	
	61号給から 64号給まで	3,600	4,500	6,500	7,100	
65号給から 68号給まで	3,700	4,800	6,700	7,200		
69号給から 72号給まで	3,800	4,900	6,800	7,300		

	73号給から 76号給まで	3,900	5,100	6,900	7,400	
	77号給から 80号給まで	4,000	5,300	6,900	7,500	
	81号給から 84号給まで	4,100	5,400	7,000	7,500	
	85号給から 88号給まで	4,100	5,500	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	5,600	7,200		
	93号給から 96号給まで	4,300	5,800	7,200		
	97号給から100号給まで	4,400	5,900	7,300		
	101号給から104号給まで	4,400	6,100	7,300		
	105号給から108号給まで	4,500	6,200	7,300		
	109号給から112号給まで	4,500	6,300			
	113号給から116号給まで	4,600	6,400			
	117号給から120号給まで	4,700	6,500			
	121号給から124号給まで	4,700	6,600			
	125号給から128号給まで	4,800	6,700			
	129号給から132号給まで		6,800			
	133号給から136号給まで		6,900			
	137号給から140号給まで		6,900			
	141号給から144号給まで		6,900			
	145号給から148号給まで		7,000			
	149号給から152号給まで		7,100			
	153号給から156号給まで		7,100			
	157号給		7,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短 時間勤 務に伴 う短時 間勤務 職員		2,100	2,300	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭、養護助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭、養護教諭及び栄養教諭の職にある者のうち大学卒の

学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,600円とする。

別表第2 (第2条関係)

高等学校等教育職員給料表の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員及び 育児短 時間勤 務に伴 う短時 間勤務 職員以 外の職 員	1号給から 4号給まで	2,000	2,500	4,000	5,700	7,400
	5号給から 8号給まで	2,000	2,600	4,300	5,900	7,500
	9号給から 12号給まで	2,100	2,800	4,500	6,000	7,600
	13号給から 16号給まで	2,200	2,900	4,700	6,100	7,700
	17号給から 20号給まで	2,300	3,000	4,900	6,300	7,900
	21号給から 24号給まで	2,400	3,200	5,100	6,400	8,000
	25号給から 28号給まで	2,600	3,300	5,300	6,600	
	29号給から 32号給まで	2,700	3,500	5,400	6,800	
	33号給から 36号給まで	2,800	3,700	5,600	6,900	
	37号給から 40号給まで	2,900	3,800	5,700	7,000	
	41号給から 44号給まで	3,100	4,100	5,800	7,100	
	45号給から 48号給まで	3,200	4,300	6,000	7,200	
	49号給から 52号給まで	3,300	4,500	6,100	7,300	
	53号給から 56号給まで	3,400	4,800	6,300	7,400	
	57号給から 60号給まで	3,500	4,900	6,400	7,500	
	61号給から 64号給まで	3,600	5,100	6,500	7,500	
	65号給から 68号給まで	3,700	5,300	6,700		
	69号給から 72号給まで	3,800	5,400	6,800		
	73号給から 76号給まで	3,900	5,500	6,900		
	77号給から 80号給まで	4,000	5,600	6,900		
	81号給から 84号給まで	4,100	5,800	7,000		
	85号給から 88号給まで	4,100	5,900	7,200		
	89号給から 92号給まで	4,200	6,100	7,200		
93号給から 96号給まで	4,300	6,200	7,200			
97号給から100号給まで	4,400	6,300	7,300			
101号給から104号給まで	4,400	6,400	7,300			
105号給から108号給まで	4,500	6,500	7,300			
109号給から112号給まで	4,500	6,600				
113号給から116号給まで	4,600	6,700				
117号給から120号給まで	4,700	6,800				

	121号給から124号給まで	4,700	6,900			
	125号給から128号給まで	4,800	6,900			
	129号給から132号給まで	4,900	6,900			
	133号給から136号給まで	4,900	7,000			
	137号給から140号給まで	4,900	7,100			
	141号給から144号給まで	5,000	7,100			
	145号給から148号給まで	5,100	7,100			
	149号給から152号給まで	5,100				
	153号給	5,100				
定年前再任用短時間勤務職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員		2,100	2,600	4,500	5,100	6,400

備考

- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で助教諭及び講師の職にある者のうち、短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額はこの表の額にかかわらず2,200円、大学卒の学歴免許等の資格を有するものの同手当の月額はこの表の額にかかわらず2,600円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教諭の職にある者のうち短大卒の学歴免許等の資格を有するものの義務教育等教員特別手当の月額は、この表の額にかかわらず2,200円とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第14号

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する規則（平成24年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第12条関係） へき地学校			別表第3（第12条関係） へき地学校		
所属郡市	級	学校名	所属郡市	級	学校名

略		
海草郡	1 級	海南高等学校美里分校
略		

別表第4 (第12条関係)
へき地学校に準ずる学校

所属郡市	学校名
略	略
日高郡	中津小学校 日高高等学校中津分校

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
。(経過措置)
- 2 第12条第2項の規定の適用については、当分の間、別表第5中「三百瀬小学校」とあるのは、「早蘇中学校」とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

略		
海草郡	1 級	毛原小学校 長谷毛原中学校 海南高等学校美里分校
略		

別表第4 (第12条関係)
へき地学校に準ずる学校

所属郡市	学校名
略	略
日高郡	山野小学校 中津小学校 日高高等学校中津分校

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第15号

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則 (昭和44年和歌山県教育委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第12条第2項第3号の都道府県の教育委員会の定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(登録の審査の基準)</p> <p>第5条 法第13条第1項第3号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定めるとともに、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>(3)~(7) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(登録申請書の様式等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第12条第2項第3号の都道府県の教育委員会の定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>登録の申請の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(登録の審査の基準)</p> <p>第5条 法第13条第1項第3号の都道府県の教育委員会の定める基準は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、かつ、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>(3)~(7) 略</p> <p>2・3 略</p>

(変更の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、登録事項を変更しようとする日の14日前までに、別記第3号様式により行うものとする。

(定期報告)

第8条 法第16条の規定による報告は、毎報告対象事業年度(当該報告の日が属する事業年度の前事業年度をいう。)の決算の確定の日から30日以内に、当該報告対象事業年度に係るものを別記第4号様式により行うものとする。

2 略

(指定申請書の様式等)

第10条 略

2 省令第23条第2項第3号の指定を行う者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)・(2) 略

別記第1号様式 (第3条関係)

博物館登録申請書

略

略

備考 略

1・2 略

3・4 略

(変更の届出)

第7条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、登録事項を変更しようとする日の2週間前までに、別記第3号様式により行うものとする。

(定期報告)

第8条 法第16条の規定による報告は、毎年7月1日から同月31日までの間に、当該報告の日が属する事業年度の前事業年度に係るものを別記第4号様式により行うものとする。

2 略

(指定申請書の様式等)

第10条 略

2 省令第23条第2項第3号の指定を行う者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 指定の申請の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(2)・(3) 略

別記第1号様式 (第3条関係)

博物館登録申請書

略

略

備考 略

1・2 略

3 登録の申請の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

4・5 略

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第6条関係)

博物館登録原簿

管理番号 _____

事項	登録		登録変更		登録変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
	記号番号					
設置者	名称					
	主たる事務所の所在地					
博物館	名称					
	所在地					
備考						

別記第6号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第10条関係)

指 定 申 請 書

第 号
年 月 日

和歌山県教育委員会 様

申請者 住 所
(設置者)
氏 名
連絡先

次の施設について博物館法第31条第1項の規定による指定を受けたいので、博物館法施行規則第23条第1項の規定により申請します。

施 設	名 称	
	所 在 地	
設 立 年 月 日		年 月 日
開 館 年 月 日		年 月 日

備考

- 1 申請者が法人である場合は、「住所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の職氏名を記載すること。
- 2 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの
 - (2) 博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - (3) 博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館管理規則の一部を改正する規則

和歌山県立図書館管理規則（平成5年和歌山県教育委員会規則9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課の設置及び所掌事務) 第4条 図書館に、次の課を置く。 (1)～(3) 略 <u>(4) 連携支援課</u> 2～4 略 5 <u>連携支援課においては、他の図書館、学校及び各種団体との連携並びにこれらの団体に対する支援に関する事務をつかさどる。</u></p>	<p>(課の設置及び所掌事務) 第4条 図書館に、次の課を置く。 (1)～(3) 略 2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則（平成16年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(通学区域) 第4条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、和歌山県立新翔くろしお中学校の通学区域は、別に定める。</u></p> <p>(教育課程及び授業日時数) 第10条 略 2 <u>前項の規定にかかわらず、和歌山県立新翔くろしお中学校においては、省令第79条において読み替えて準用する同令第56条の4の規定により、特別の教育課程を編成することができるものとする。</u></p> <p>(学習状況の評価等の通知) 第12条 校長は、必要な場合において、生徒の学習状況の評価、身体及び出欠席等の状況並びにその他の注意事項について、<u>保護者（法第16条に定める保護者をいう。以下同じ。）</u>に通知するものとする。 2 <u>前項の通知は、生徒が成年に達している場合には、生徒本人に通知するものとする。</u> 3 <u>第1項の通知に関する様式その他必要な事項は、校長が定める。</u></p>	<p>(通学区域) 第4条 略</p> <p>(教育課程及び授業日時数) 第10条 略</p> <p>(保護者への通知) 第12条 校長は、必要な場合において、生徒の学習状況の評価、身体及び出欠席等の状況並びにその他の注意事項について、<u>保護者</u>に通知するものとする。 2 前項の通知に関する様式その他必要な事項は、<u>校長が定める。</u></p>

(情報の積極的な提供)

第17条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者、地域住民その他の関係者に対して積極的に情報を提供するものとする。

(経済的負担の軽減)

第19条 学校は、教材の選定に当たって、生徒又は保護者等(保護者及び成年に達した生徒(独立の生計を営む者を除く。))の修学に要する経費を負担する者をいう。)の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

第30条 略

(編入学)

第30条の2 和歌山県立新翔くろしお中学校においては、校長は、教育上支障がないと認めるときは、第一学年の途中又は第二学年以上の学年に生徒の入学を許可することができる。

2 第29条及び前条の規定は、編入学の場合について準用する。

(転学)

第31条 生徒がやむを得ない事情により転学しようとするときは、その事由を付し、本人及び保護者が連署した文書(成年に達した生徒にあっては、本人が署名した文書。次条第2項、第31条の3及び第31条の4において同じ。)をもって、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(休学)

第31条の2 和歌山県立新翔くろしお中学校の生徒は、疾病その他の事由によって欠席が引き続き3月以上にわたると認められる場合には、校長に休学を願い出ることができる。

2 生徒が前項の規定により休学しようとするときは、その事由を付し、本人及び保護者が連署した文書をもって、校長に願い出て許可を受けなければならない。この場合において、休学しようとする理由が病気又は負傷であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

3 休学の期間は、欠席の期間を通じて2年以内とする。

(復学)

第31条の3 和歌山県立新翔くろしお中学校において、休学中の生徒が休学の事由の消滅によって復学しようとするときは、その事由を付し、本人及び保護者が連署した文書をもって、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第31条の4 和歌山県立新翔くろしお中学校において、生徒がやむを得ない事情により退学しようとするときは、その事由を付し、本人及び保護者が連署した文書をもって、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第31条の5 和歌山県立新翔くろしお中学校を退学した者が再入学を願い出たときは、校長はその事由を調査の上、適当と認められた場合は、相当学年に入学を許可することができる。

別表第1(第2条関係)

(情報の積極的な提供)

第17条 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(経済的負担の軽減)

第19条 学校は、教材の選定に当たって、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

第30条 略

(転学)

第31条 生徒がやむを得ない事情により転学しようとするときは、その事由を付し、本人及び保護者が連署し、校長に願い出て許可を受けなければならない。

別表第1(第2条関係)

名称	位置	名称	位置
略		略	
和歌山県立田辺中学校	略	和歌山県立田辺中学校	略
和歌山県立新翔くろしお中学校	新宮市佐野1005		

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第18号

和歌山県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県教育委員会委員長 宮 崎 泉

和歌山県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、和歌山県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第3条 省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- (2) その他和歌山県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 審査会の会議は、公開しない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育委員会教育総務局教職員課において処理する。

(会長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。